

第7章

防災指針

1 背景・目的

2 防災指針について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

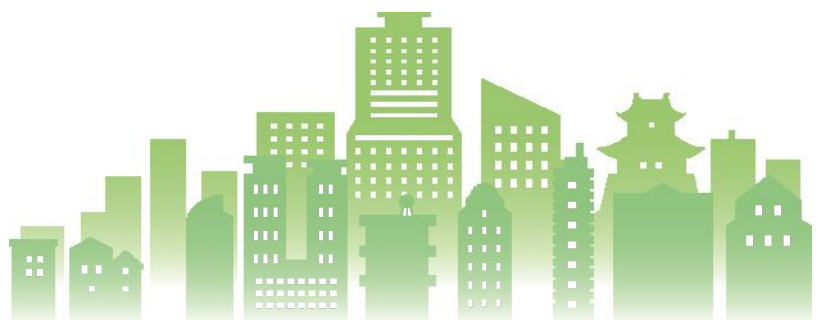
第6章

第7章

防災指針

第8章

参考資料



第7章

防災指針

1 背景・目的

近年、地球温暖化に伴い台風や大雨による水災害等の自然災害が頻発・激甚化しており、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が高まっています。立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定や災害に強いまちづくりとコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを併せて進めることが重要です。

一方で、様々な災害のうち、洪水、雨水出水、高潮による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定されます。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このような状況の中、令和2年に都市再生特別措置法が改正され、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、居住や都市機能を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための「防災指針」を定めることとされました。

<参考>

・都市再生特別措置法 第81条 第2項

立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする

.....

5 居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(以下この条において「防災指針」という。)に関する事項

6 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

2 防災指針について

本計画においては、「浜松市防災都市づくり計画」を「防災指針」として位置付けています。

「浜松市防災都市づくり計画」では、各災害リスクに対する課題等を整理し、基本的な方針や効果的な施策を示し、災害に強い都市の実現を目指します。



第8章

計画の 実現に向けて

1 評価・見直しの考え方

2 評価指標

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

計画の
実現の
に向けて

参考資料



第8章

計画の実現に向けて

1 評価・見直しの考え方

計画の実現に向けては、都市計画マスタープランと連動しながら、PDCAサイクルに基づき、社会情勢や各種政策の動向、計画の進捗状況を確認し、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて区域、誘導施設、施策の変更など計画の見直しを行います。

また、進捗の確認は次項に示す指標を踏まえ、人口動向や施設立地状況等について分析し、評価を行います。

〔図 8-1 立地適正化計画におけるPDCAでの確認イメージ〕

- 社会情勢や各種政策の動向を踏まえ必要に応じ、計画見直しの検討



- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 都市機能誘導区域と誘導施設
- 居住誘導区域
- 各種機能を誘導するための取組
- 指標

〈おおむね5年に一度〉

- 目標達成状況の検証・評価
- 課題の抽出

- 取組の実施
- 進捗状況のモニタリング

〔表 8-1 浜松市立地適正化計画庁内推進委員会〕

部名	委員
危機管理監	危機管理課長
企画調整部	企画課長
財務部	アセットマネジメント推進課長
市民部	創造都市・文化振興課長
健康福祉部	福祉総務課長、障害者政策課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、健康医療課長
こども家庭部	こども若者政策課長
環境部	環境政策課長
産業部	産業振興課長、まちなか政策課長、企業立地推進課長、農地利用課長
都市整備部	都市計画課長(会長)、北部都市整備事務所長、土地政策課長、交通政策課長、市街地整備課長、住宅課長、緑政課長
土木部	道路企画課長、道路保全課長、河川課長
学校教育部	教育総務課長



2 指標

1 政策効果・進捗確認指標

[表 8-2 立地適正化計画の政策効果・進捗確認指標]

立地の適正化に関するまちづくりの方針	指標	現状値	目標値
創造都市の取組を支え、都心の賑わい向上を図ります	公共施設利用者数	約149.3万人 (2024年)	約164.8万人 (2030年)
公共施設の集約・再編を生活利便性を維持しながら進めます	公共建築物の充足率 ^{※1}	64.1% (2015年)	90% (2034年) 100% (2044年)
	居住誘導区域内に住む人口の割合 ^{※2}	39.2% (2018年)	44.4% (2045年)
公共交通で暮らしやすい機能誘導を図ります	主要な駅・バス停の利用者数	約2,758万人 (2015年)	約2,720万人 (2045年)
産業振興を支える居住誘導を図ります			

- ※1 (改修・更新の投資実績額(1年当たり))/(将来の改修・更新経費試算値(1年当たり))
 保有資産にかかる将来の改修・更新経費試算値と改修・更新の投資実績額との均衡を表現
 ※2 (居住誘導区域内人口)/(都市計画区域内人口)

2 コンパクトシティ実現状況確認のための指標

[表 8-3 コンパクトシティの実現状況確認のための指標]

指標	現状値	目標値
居住誘導区域内人口密度	61.5人/ha(2018年)	61.5人/ha(2045年)
誘導施設の都市機能誘導区域内充足率 ^{※4}	44.8%(2018年)	51.7%(2045年)

- ※4 (各拠点に存在する誘導施設の種類の数)/(各拠点に設定した誘導施設の種類の数)

3 モニタリング指標

[表 8-4 モニタリング指標]

目的	指標
立地の適正化(都市機能誘導・居住誘導)に関する動向把握(毎年)	都市機能誘導区域内外誘導施設数
	居住誘導区域内外人口
	届出制度届出数・内容・対応状況
	まちなか滞在者数

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

計画の
実現の
向け

参考資料